

掛川市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成30年3月28日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人掛川市社会福祉協議会

所在地 掛川市掛川910番地の1

2 委託した徴収事務

掛川市大東児童館及び掛川市大須賀児童館に係る使用料の徴収事務

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで